

## 中国労災病院登録医制度運営規程

### (趣旨)

第1条 中国労災病院登録医制度は、独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院（以下「労災病院」という。）と地域のかかりつけ医が、連携して1人の患者の治療や経過観察に当たる「二人主治医制」を実施することを目的とするものである。

これにより、労災病院と登録医が役割分担を明確にしつつ、より連携を緊密なものとして、その患者の診断から治療、経過観察まで地域で一貫した医療を提供できる体制を構築することを目指すものとする。

### (資格)

第2条 登録医の申請ができるのは、登録医制度の運用について労災病院と覚書を締結した医師会の会員であることを原則とする。

2 登録医は、労災病院の開放型病床を利用できるものとする。

### (登録)

第3条 登録医となることを希望する医師は、登録医申請書（様式1）により、労災病院長あて申請するものとする。

2 労災病院長は、登録医の申請がなされたら、登録医として承認した証として申請者に対して登録医証書（様式2）を発行するものとする。

3 登録医となった医師の医院・診療所名は、労災病院の「連携ボード」に掲示し、労災病院の登録医であることを明示するものとする。

4 登録医としての登録期間は、登録の日の属する年度末までとするが、双方特別な申し出がない場合は自動的に期間を延長するものとする。

5 登録内容に変更が生じた場合又は登録医を辞退したい場合には、登録医は、速やかに労災病院地域医療連携室まで申し出なければならない。

6 登録医として不適格と労災病院長が判断した場合には、登録を抹消することができる。

### (開放型病床の入院手続き)

第4条 登録医は、開放型病床の利用を希望するときは、患者の紹介時、別途定める診療予約申込書に「開放型病床利用希望」と明記し、あらかじめ地域医療連携室あてに申し出るものとする。

2 前項の申し出があった紹介患者は、院内主治医が診察を行い、入院の可否を決定する。地域医療連携室は、患者の入院が決定したら、院内主治医、病棟、

病室、入院予定日時を登録医あて連絡するものとする。

- 3 救急患者等前2項の手続きを経ていない場合並びに労災病院の休診日と平日の時間外（17時～翌朝8時15分）については、原則として開放型病床への入院は認めないものとし、紹介による緊急入院患者として開放型病床以外の病床への入院とする。ただし、入院後において、登録医が開放型病床への変更を希望する場合には、地域医療連携室に申し込むものとする。

（登録医の来院手続き）

第5条 労災病院における登録医の診察時間は、原則として平日の13時から17時までの間とする。

- 2 登録医は紹介患者の診察・指導を目的として労災病院を訪問するときは、事前にFAX等により地域医療連携室まで申し出るものとする。
- 3 登録医が、労災病院の訪問に際し駐車場を利用した場合には、駐車料金の免除手続きを行うものとする。
- 4 登録医は労災病院を訪れたら、地域医療連携室において来院簿に記入し、白衣やネームプレートの貸し出しを受けるものとする。

（共同診療）

第6条 開放型病床に入院中の患者の治療及び管理は、労災病院の責任において行うものとする。

- 2 開放型病床に入院中の患者の主治医は労災病院の医師が担当するものとし、登録医は副主治医とする。
- 3 診療に関する指示は院内主治医が行うものとする。
- 4 登録医は、院内主治医と意見交換・協議をし、共同して紹介患者を診察・指導することができる。
- 5 登録医は、院内主治医の許可を得て、紹介患者の手術や検査に立ち会うことができる。
- 6 登録医が診察・指導をした場合には、その内容を労災病院指定の複写伝票に記入し、1部を労災病院のカルテに、もう1部を医院・診療所のカルテに貼付するものとする。
- 7 退院は、登録医と院内主治医が相談して決定するものとする。

（診療報酬）

第7条 開放型病院共同指導料及び地域連携退院時共同指導料の保険分の請求は、登録医と労災病院が双方にて行うものとする。

- 2 前項の指導料に関する患者負担分は、労災病院が登録医分も合わせて請求す

るものとし、1ヶ月分まとめて労災病院から登録医に口座振込にて支払うものとする。

- 3 登録医は、入院前に開放型病院共同指導料等について患者に十分に説明し、理解を得ておくものとする。

(業務災害・医事紛争)

第8条 開放型病床の利用に関連して生じた登録医の業務災害については、出張中の災害扱いであるため、登録医側で処理するものとする。

- 2 開放型病床での診療開始後に医事紛争が生じた場合は、原則として労災病院がその解決に当たるものとするが、労災病院は登録医に紛争解決のための協力を要請できるものとする。
- 3 医事紛争の予防のため、労災病院と登録医は緊密な意思疎通を図ることとし、特に患者や家族の説明に当たっては、両者の間で食い違いが生じないように十分な注意を払うものとする。

(院内利用等)

第9条 登録医は、労災病院の指定するサロン及び図書室を利用できるものとする。

- 2 労災病院は登録医に対して、主催する講演会や、院内研究会及び症例検討会の案内をし、登録医は随時これに参加できるものとする。
- 3 登録医は労災病院の高度医療機器を使用できるものとし、使用に当たっては地域医療連携室に申し込むものとする。

(その他)

第10条 登録医制度の運用に関し、この規程に定めのない事項並びに疑義が生じた事項については、労災病院と登録医が協議の上決定するものとする。

附 則

この規程は、平成19年7月9日に制定し、同年10月1日から施行する。